

草原の「資源化」政策と地域

—近代林学と原野の火入れ—

米 家 泰 作

I. はじめに

II. 明治・大正期の林政と原野

- (1) 公有林野「整理」政策と原野
- (2) 公有林野の面積推計と原野
- (3) 公有林野「整理」と火入れ禁止

III. 近代林学と「荒廃」原野

- (1) 植生の環境史的理解
- (2) 火入れ原野の植生調査
- (3) 原野火入れ論争

IV. 木曽からの反論

- (1) 長野県の火入れ禁止策
- (2) 木曽の火入れ再開運動
- (3) 地域の論理と林学の論理

V. おわりに

I. はじめに

シンポジウム「地域資源の歴史地理」に臨み、本報告の問題意識は2点に整理できる。第一に、資源の利用や管理の主体として「地域」を想定するならば、その対極にはナショナルな、あるいはグローバルな利用や管理のあり方が想定される。「資源は誰のものか」という問いは、資源に関わる権力と所有の空間的スケールがどうあるべきか、という政治地理学的な問いを呼び起こす。第二に、そもそも資源は、それを開発・利用する者がいて初めて「資源」となる。資源に関する言説は客観的・中立的に存立するものではなく、常

にその把握や確保の試みと関わっている。第一の点を踏まえるならば、資源を「資源」とするための理解や知のせめぎ合いを、異なる空間的スケールに留意して捉えることが、本報告の基本的な問題意識である。

具体的な検討素材としては、近代の日本で「原野」と呼ばれた草原と、その維持のために為された火入れ（野焼き）に関して、林政・林学が展開した政治と学知に着目する。ここでいう原野とは、土地台帳上の地目であり、森林とともに「林野」を構成する林政的な概念である。それは植生として見れば、おおむね草原や藪であったが、林材を生産する森林こそが「資源」だとする林政の動きのなかでは、草原を森林へと転化することが「資源化」を意味することになる。

林政史の大田伊久雄は、市場経済において森林を価値づけることを「森林の資源化」と呼び、近代の日本でそれが実質的に動き出した時期を明治後期と見ている¹⁾。日本の林政は森林の国家的管理を目指して官房学的なドイツ林学を移植し、これと一体となって展開した²⁾。その最初の課題は国家財産として林野を確保することであり、明治32(1899)年の国有林野法制定はその表れであった。次いで、国の直接の経営下でない公有・民有林野への造林政策が浮上し、大田のいう「森林の資源化」が課題となってゆく。具体的には、民有林野への干渉を強めた明治40(1907)年

キーワード：原野，火入れ，入会林野，本多静六，木曽

の森林法改正や、それに続く公有林野整理開発事業、大正9(1920)年の公有林野官行造林法がその表れである。これらは、治山すなわち国土保全の側面もあったが、大田が指摘するように、針葉樹の推奨は治山というよりも経済目的を優先したものであり、国土全体の「森林の資源化」を狙ったものだといえる。

このような「森林の資源化」は、帝国日本の観点からみれば、内地と植民地、そしてその外側の経済圏という地政学的な空間構造のなかにあった。中島弘二が論じるように、本土とそれに近接する植民地では、資源の保護および持続的に林材を生産する保続林業の確立が意図され、「荒廃」した林野の緑化が推進された。対照的にその外側では資源開発と略奪型林業が展開し、本土の森林資源を温存するための木材供給地であることが求められた³⁾。この空間構造において、本土の「荒廃」として林政・林学の強い関心を集めたのが、林野を構成する地籍上の地種のうち原野に分類された土地、すなわち林業の対象となりうるような、まとまった樹林を欠く草原や藪である。

原野の多くは、在地の入会的な管理の下、人為的な火入れによって半自然的あるいは半栽培的に維持されてきた草原や藪であり、肥料や飼料、燃料や様々な素材を地域に供給する空間として、重要な役割を果たしていた⁴⁾。それらは、20世紀初頭には500万ha前後残っていたとも指摘されているが⁵⁾、金肥の導入と家畜飼養の衰退にともなって急速に減少した。現在では限られた例しか残されていないが⁶⁾、かつて全国各地に広がっていた草原は、もっぱら地元地域で管理・利用され、資源利用に地域性が内在していたという意味で、地域資源としての性格を強く帯びていたといえる。そのため、草原に造林し、森林として「資源化」することを意図した明治末以降の政策は、林野においてどのような植生が資源として望ましいのか、またそれを管理す

るのは誰か、という問題を生みだした。特に明治末からの公有林整理政策において、原野あるいは入会林野は、森林の生長を妨げる「荒廃」として表象され、その縮小と造林を実現すべく町村有林に統合することが求められたのである。

明治末以降の入会林野の所有権・用益権の「整理」あるいは解体に関しては、法制史と林政史から多くの研究があり、村落共同体の慣習を尊重する立場においては当時の林政に対して批判的な傾向が強い⁷⁾。ただし、それらの研究の焦点は法的な権利の問題にあり、林野の管理や統合をめぐる争いが関心の中心となってきた。他方、明治末の草原の多くが意図的に維持された地域資源というべきものでありながら、「荒廃」か森林かという植生が争点となり、造林こそが「資源化」だとする理解が構築されていた事実については、必ずしも研究の焦点になってきたわけでない。しかし報告者が示したように、近代日本の林学は、国土の本来の植生を措定し、現況をそこからの人為的な改変として否定的に捉えることで、国土の植生を管理しようとする指向性をもっていた⁸⁾。

一方、原野に分類された土地の実態をめぐっては、複数の村々が平等に権利をもつ入会林野において、はげ山型荒廃が生じやすかったと千葉徳爾が指摘していることも確認しておかなければならない⁹⁾。その一方で千葉は、近代の林政・林学において「荒廃」の語が必ずしも厳密に用いられず、「荒廃」の社会経済的な要因が安易に推論されたと指摘する¹⁰⁾。これに関して、皆見和彦と久武哲也は、大正期から昭和初期の森林水源枯渇論に着目し、用水確保のために維持された「はげ山」が林政と林学によって否定され、逆に問題が生じたことを議論している¹¹⁾。また、関戸明子は、長野県北東部の公有林野「整理」を取り上げ、施政者と地元民の対立関係を論じ、入会林野を「荒廃」と位置づける施政者

側に対して、地元側の「賢明な利用」を評価した¹²⁾。これらの研究は、入会林野やはげ山に関する近代の否定的な理解が当時の林政・林学の立場を強く反映していたこと、またそれが住民や地域の側の理解とかなり異なっていたことを示唆している。その意味で、林野の「荒廃」とは、往々にして客観的な評価ではなく、政治的に形成された理解や学知であることに注意が必要である¹³⁾。

そこで本報告では、明治末から大正期の公有林野整理政策に着目し、そこで草原とその火入れがどのように位置づけられていったか、また林学がそこにどう関与したかを検討する。さらに林政・林学に対する地元側の立場の一例として、長野県西南部における火入れ再開運動に注目する。そのことを通じて、資源を「資源」とするための理解や知のせめぎ合いを、異なる空間的スケールに留意して捉えたい¹⁴⁾。その際、本稿では、植生としては「草原」の語を用いる一方で、「原野」の語についても、近代的な地目と林政に関わる用語であることに留意して、用いることにする。

次章では明治・大正期の林政が原野とどう関わったかを整理した上で、Ⅲ章では林学における原野の位置づけを検討する。そしてⅣ章では、長野県西南部で展開した原野火入れ再開運動に着目し、林政・林学の理解と対照させたい。

Ⅱ. 明治・大正期の林政と原野

(1) 公有林野「整理」政策と原野

国有林野の確立と管理・経営に強い関心をもって近代日本の林政が、公有林野、特に部落有林に関心を拡大したのは、大きな水害が生じた明治40(1907)年頃とされる¹⁵⁾。ただし、同年の森林法改正において、公有林野の「森林荒廃」を問題視する見地から、公有林野に対する積極的な国の関与が盛り込まれており、水害以前から公有林野が林政の課

題として浮上していた¹⁶⁾。翌明治41年には公有林野の「整理」に積極的な上山満之進が山林局長に就任し、部落有林野を町村有林野に統合する方針を押しすすめた¹⁷⁾。その後も国策としての公有林野「整理」は進展し、急激な統合策は大正8(1919)年に緩和されるものの、昭和14(1939)年まで続いた。

森林法改正に先立ち、明治37(1904)年に山林局から各府県に通牒「公有林野ノ整理二関スル件」が出され、公有林野の面積が照会された¹⁸⁾。その結果、公有の山林167万町弱・原野約11万町強があり、うち営林方法が定まっているのは山林23万町強・原野2万町弱に過ぎないとされた。この面積は後述する諸調査に比して著しく過小であり、把握の不充分さを窺わせるが、公有林野のうち「部落其他公共団体有」は山林136万町強、原野8万町強とされ、その比率の大きさは明白である。そのうち営林方法未定の林野には、「従来秣場萱場若クハ刈敷場等二必須ノモノ」があるとされ、草原や藪として維持されてきた土地が造林の進展を妨げているとみなされた。そこで農業用に必要な区域を限定し、その余りを森林とすべく、天然更新または人造植栽することが求められた。部落有の原野に占める草原や藪の面積を縮小し、造林を施すことが、山林局の意図する所であったといえる。

対照のために、次節で触れる明治42(1909)年の公有林野面積調査のベースとなった農商務統計表をみれば、明治40年度末の森林は2,240万町弱、原野は222万町強が計上され、森林の過半が国有であったのに対して、原野は公有(82万町弱)と私有(87万町弱)の占める割合が高い(表1)¹⁹⁾。私有原野には土地所有者を複数とする共有地も含まれ、実質的には村落レベルの入会地であったケースも含まれているとみられ、その点を考慮して図1を見れば、東日本および中国・九州地方を中心として、公有ないし入会の原野が卓越している状況が読み取れる。特に長野県・神奈川

県・山口県・秋田県・静岡県では公有原野の面積の大きさが顕著であり、草原や藪がよく残されていたことが確認される。

森林法改正にあたった山林局長の久米金彌は、「当時荒廃の最も甚しいのは公有林で

あった」と回想する²⁰⁾。それは村民らの共有であるがために「濫伐荒廃」のままに放置され、「収益は極めて少く、殆んど経済的の価値はない」状態にあり、従って「保護監督」を強めたかったという。ここでいう経済的価値とは、草原や藪の伝統的な利用法、すなわち肥料や飼料、燃料、屋根材の供給を意味するものでなく、林業の対象となる森林のことであり、保続的な林業が成立していない原野が「荒廃」と表現されたことに留意しておきたい。

(2) 公有林野の面積推計と原野

上記の明治37 (1904) 年の照会によって草原や藪が卓越する公有林野の特徴は捉えられているが、明治41 (1908) 年に上山満之進が

表 1 森林・原野の所有者別台帳面積 (1908年)
単位：町

	森林	原野
国有	11,825,669	396,120
御料	2,102,925	136,957
公有	2,587,944	815,549
社寺有	119,526	5,304
私有	5,759,789	868,663
合計	22,395,853	2,222,593

北海道を含む。『第二十四次農商務統計表』注19) による。

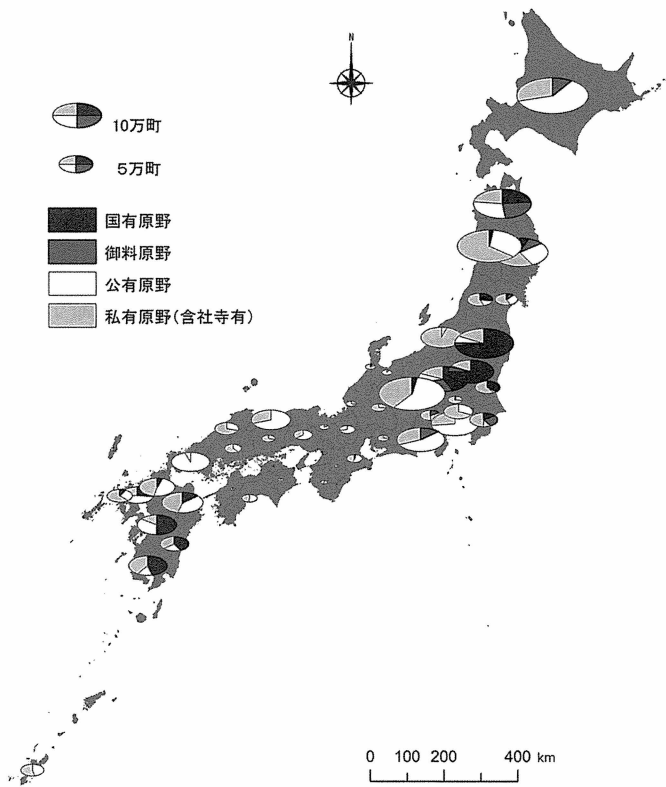


図 1 原野の所有者別台帳面積 (1908年)
『第二十四次農商務統計表』注19) による。

山林局長に就任すると、翌明治42年、山林局は改めて公有林野面積現況を各府県に報告させ、その所有者別の面積比率に基づき、推計面積を提示した²¹⁾。それによれば、公有林野の推定総面積は477万町弱、うち約77%にあたる367万町弱が部落有林野であった(表2)。図2はその府県別の公有林野推定面積に関して、所有形態の内訳を示したものであり、特に中国地方の東部から近畿・中部・東北地方にかけて部落有林野面積が卓越していることが読みとれる。この調査では森林と原野を区分した面積は公表されておらず、部落有原野の面積は提示されていないが、図1と対照させれば、山陰や中部・東北地方で部落有原野、すなわち入会の草原や藪が卓越する傾向を窺うことができる。

この面積調査の眼目は、土地台帳面積を単純に集計して数値を出すのではなく、林野の実面積を推計することにあった。具体的には、林野以外の一般の官有地・民有地面積を1割増した値を求め、それを各府県の全体面積か

表2 公有林野所有者別面積調査(1909年)
単位：町

	台帳面積	推定面積
府県有	27,696	44,462
郡市有	8,799	14,125
町村有	649,445	1,042,580
部落有	2,284,493	3,667,389
合計	2,970,433	4,768,556

北海道・樺太・台湾は含まれていない。「公有林野所有者別推定面積」注21)による。

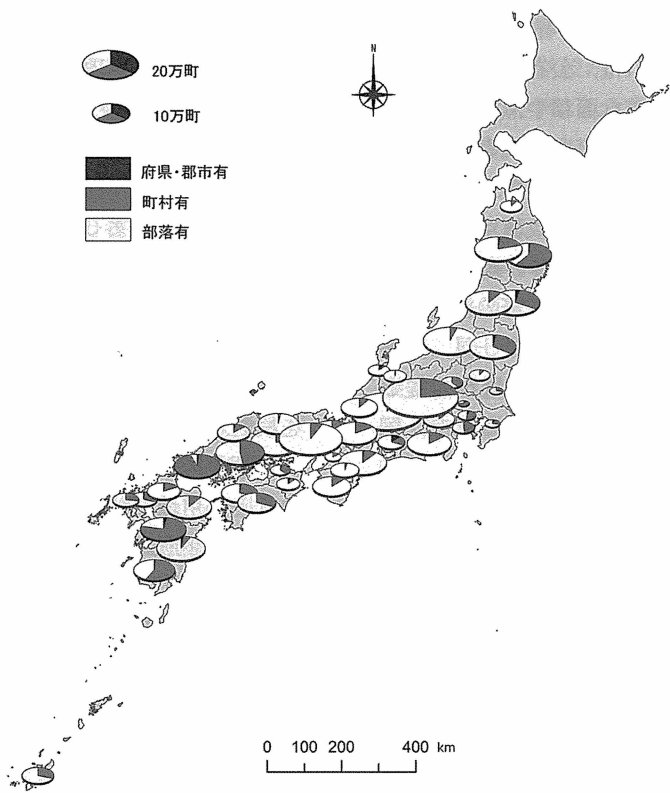


図2 公有林野所有者別推定面積(1910年)
北海道の面積は提示されていない。「公有林野所有者別推定面積」注21)による。

ら減じた面積、すなわち合計2,213万町弱が全林野面積だと推定された。これは、対象府県面積の合計値、すなわち国土面積として提示された2,908万町の約76%に当たる。さらに、そこから国有林野・御料林野の推定面積を減じた値を導き、これを『農商務統計表』が示す公有・私有・社寺有林野の面積比に応じて配分し、公有林野477万町弱、私有林野1,194万町弱、社寺有林28万町弱と推算している。そして山林局の照会に対し各府県が提出した公有林野の所有別面積比に応じて、上記の公有林野推定面積を配分し、部落有林野367万町弱との数値が導かれた。これは台帳上の数値228万町弱のおよそ1.6倍となる。

このような推計作業が公有林野「整理」政策の直前に為された意義については、これまで必ずしも注意されていないが²²⁾、国土空間の把握と理解という点では重要な意味がある。農商務省技師として公有林野整理に関わった村田為治によれば、公有林野は実測が進まず、所有別の正確な面積や無立木地の面積も明らでないため、各府県に調査方を照会したという²³⁾。つまり、台帳面積への不信から、林政の基礎となる正確な数値が必要とされ、「参謀本部調査による日本の総面積」から林野以外の面積を控除し、林野の総面積を推定するという方法が採られた。一見、迂遠な方法であるようだが、三角測量が前提となった正確な面積をベースとすることで、国土空間を構成する林野の基礎データを俯瞰的に把握することが重視されたといえる。その結果として得られた部落有林367万町弱という数値は、上記の推計によれば全林野の17%程度を占めることになり、村田は「広漠たる面積」を占めると強調している。

さらに、公表された推計では森林と原野の区分が示されていないが、村田によれば、公有林野のうち無立木地の台帳面積は158万町余、特に部落有の無立木地は122万町余とされ、いずれも全体の53%程度を占める²⁴⁾。こ

れは、明治37(1904)年の調査が示す状況とは大きく異なり、また『農商務統計表』が示す原野の比率よりも高く、入会林野の過半が草原ないし藪であったことを示す。

これについて村田は、「広漠たる面積」が「常に天然を害せられて居る」と非難した。なぜなら「古来の習慣により無作法に緑肥を採取する、火を入れる、萱山にも、柴山にも、濫採を重ね、自然に発達すべき林野の力を抑圧して居る」²⁵⁾ からだという。ここでは植物の採取や火入れは林野の自然な「発達」を阻害するものとして捉えられており、「天然」のままに森林を育成することに、山林局の関心があったことをよく物語る回顧であろう。人為的な草原ないし藪をあたかも不自然で歪んだ状態とみるこの見方は、国有林だけでなく、国土全体の植生を管理しようとする林政の姿勢として理解する必要がある。

(3) 公有林野「整理」と火入れ禁止

林野面積推計の翌明治43(1910)年、農商務・内務次官から府県知事へ通牒「公有林野整理開発二関スル件」が出され、公有林野整理開発事業が始まった²⁶⁾。その主眼は部落有林野を町村有林野に統合し、入会林野を「整理」あるいは解体する所にあった。本報告においては、従来注意されてきた所有権・用益権の側面ではなく、植生の観点からその特徴を検討しておく。

草原や藪が上記の通牒において問題となるのは、農用地と林業地の区分、および火入れに関する箇所である。前者については、通牒第5項において、公有林野内に農用地(開墾予定地、芝草採取地、牧場、放牧地)として利用できるものがあるとしつつも、「緑肥牧草等ノ採取ノ為メニハ漫然広漠ナル山野ヲ占領シ濫採ノ弊ニ堪ヘサルモノ尠カラス」として、農用地と林業地の区分を行うよう求めている。その際、「芝草採取地ハ芝草ノ生産量及需要額ヲ調査シ尙ホ将来ニ於ケル肥料飼料

等改良ノ能否ヲ考察シテ必要ナル地域ニ査定スルコト」とあり、採草地の面積を縮小し、草の生産を集約的に行わせる方針が見て取れる。

後者については、第9項に「芝草採取ノ慣行アル地方ニ在リテハ今尚ホ年々火入ヲ為スノ弊風存スルモノアリ」として、「成林ノ障害ヲ為ス等国土ノ安寧ヲ害シ又林業ノ発達ヲ阻害スルコト尠ラサルニ依リ開墾及造林地拵等特種ノ事情アル土地ノ外ハ公有林野ニ於テ火入ヲ為サシメサルノ方針」を定めた。これによって、草地を維持するために行われてきた火入れは「弊風」だとされ、国土を破壊し、林業を阻害するものとして禁じられることになった²⁷⁾。

第5項において無条件でないとしても草原を許容しているにもかかわらず、第9項で火入れを禁ずるのは、どのような意図であろうか。もともと公有・民有林野の火入れを管理しようとする政策は、国有林を山火事から保護する目的で、明治初期からみられる²⁸⁾。それはあくまで国有林の保護に主眼があり、火入れそのものを禁ずるわけではなかった。ただし、明治37(1904)年の各府県知事宛の山林局通牒「林野火入取締ノ件」には、「天然更新ヲナシ得ベキ山野ニ火入禁止ヲ勧誘スルコト」とあり、火入れを止めることで、植物の自然な「更新」を促す姿勢がみえる²⁹⁾。「当局者」によればその趣旨は、「火入をさへ断てば自然のその萌芽を長じて矮林作業を取り得るべき可なりの林相に復するもの尠らず(中略)、これを薪炭の材料に伐出せば恐くは優に人造肥料の如きをも買得て其上相当の余益をも見るを得べし」とされ、採草よりも収益が良い林業によって金肥購入を説くものであった³⁰⁾。どうやら、公有林野「整理」に伴う火入れ禁止は、明治43年に突如現れたものではなく、その少し前から林政の課題として意識されていたものと考えられる。

公有林野「整理」政策の立役者である上山

満之進は、「広大なる生草採取は、年々火を入れられる為、地力は消耗し、樹木は勿論生育せず、独り土地の利用価値が発揮せられざる」と述べ、「火入れを絶対に禁止したいのが私の希望であつた」と回顧する³¹⁾。また上山の下で同政策に関わった渡邊忠壽も、火入れによる地力の減耗が「試験の結果明白になつた」とし、火入れ禁止が「農業上合理的なことが漸次一般に了解せられた」ために成果が上がったとする³²⁾。つまり、火入れの禁止は、単に森林への延焼や土壌侵食を恐れていたのではなく、地力の問題としても捉えられていたのである。そこで章を改めて、そのような理解を林政の背後で形作った林学の理解や学知に目を転じることにしよう。

Ⅲ. 近代林学と「荒廃」原野

(1) 植生の環境史的理解

山林局の主導で明治15(1882)年に設置された東京山林学校が、明治23(1890)年に帝国大学農科大学に組み込まれ、日本の林学の拠点となったことは、林学が林政の基盤として出発したことをよく物語っている³³⁾。帝大林学教室には、ドイツ留学を経た教授陣が集められ、人材を輩出していくとともに、林政を支える研究が進められていくことになる。また、同じ明治15年には、林政畑の官僚や林業家、そして林学者をつなぐ組織として、やはり山林局の主導の下、大日本山林会が設立されている。林政と深く結びついて発展した林学は、原野あるいは草原をどのように捉えたのだろうか。

その代表的な例として、明治26(1893)年から同33(1900)年にかけて、帝国大学の林学第一講座(森林経理学)を担当した志賀泰山が、着任の翌年に『大日本山林会報』に寄せた論説を見てみよう³⁴⁾。志賀は林学発展の必要性を訴えるなかで「森林荒廃」の要因を論じ、国有林の売却や民有林の濫伐、地籍調査時の官林地の縮小を挙げつつも、それ以上

の「最大遠因」として火入れによる草原の形成を強調している。すなわち、「山林ニ火ヲ放テハ単一ニ草ノミヲ生シテ更ニ樹木ヲ生セズ採草ノ為ニハ一時便益ナルヘキモ之力為メニ土壤ノ乾燥ト地力ノ衰弱トヲ誘致シ容易ニ回復スル事」がないとされる。ここでは、山地斜面の崩壊や土壌流失でなく、火入れによって形成・維持される草原が、乾燥して地力が低下し、森林の回復が望みにくく、その意味で「荒廃」と位置づけられていることに注意したい。また志賀は、樹木で覆われている森林は林野の30%に過ぎず、70%の「無立木地」の「改良」、すなわち造林が急務だとした。

採草のための草原が人為的に形成されたものであり、本来は森林であったとする想定は、志賀のみの理解ではなく、当時の林政・林学が広く共有する見方であった³⁵⁾。このような理解は、森林を焼けば草原になるという一時的な現象を単に捉えたものではなく、長い歴史のなかで植生の変化を理解しようとするものであり、そこに人の営為が働いてきたことに着目する点で、環境史的な関心であったといえることができる。早くは、内務省に山林局が設置された明治12(1879)年に、高島得三が植物帯調査を開始し、伊豆国の広大な「野」に注意し、古くは「大樹喬木全州ヲ蔽ヒテ良材ノ府庫」だったと推測した³⁶⁾。高島とその後継者の田中 壤は、植生帯の調査を通じて人為的な「樹種変換」を議論しているが、その視点は植生の改変や遷移を意識したものであり、環境史的な関心の表れとして理解できる。

ただし、「樹種変換」の結果として生じた植生を部分的に追認する形で植物帯を提示した田中に対して、明治25(1892)年から帝国大学の林学第二講座(造林学講座)を担当した本多静六は、あくまで本来の植生に基づく立場をとった。本多の明治32(1899)年の博士論文「日本森林植物帯論」は、すでに報告

者が論じたように、植生の現状を把握するためのものでなく、潜在的な植生帯を学術的に復原することが主眼であり、さらに現実の林相を本来のものに「回復」する「造林学上の手術」を提起するものであった³⁷⁾。

そのような立場をとる本多にとって、草原は植生帯を観察する上で注意を要する問題である。例えば、同論文の「清澄山に於ける林相の変化」の項において、本多は「斧と火との作用は全く此地方の林相を変して実に奇異なる状態を呈する」と述べる³⁸⁾。清澄山とは、本多の尽力によって明治30(1897)年に千葉県に設置された帝大の演習林を指す³⁹⁾。ここでは本来の森林が「野火」によって再生されず、二次植生であるアカマツも「残滅に帰して莽々たる篠茅の原野に変するに至る」とされた。しかし、「此等の原野も全く野火の入るを禁して永く之れを自然に放置せば再び固有の林に復」すとされ、その遷移の過程が説明されている。さらに大学が「鋭意造林に勉めし」演習林は、「草原変して人工的美林に変移する首途なる」ものとされた。

このように、本多にとって人為的な植生変化とは、植生帯に「固有」の森林が失われ、改変されたこと意味していたが、そのことを有意義な変化として肯定する文面を本多から見いだすことはできない。また本多の環境史的な想定においては、歴史的な時間の流れは漠然としており、地域の生活と結びついた具体的な歴史として分析する作業は為されていない。あくまで植生の交替ないし変化に絞って論じる本多の「植物帯論」は、草原が必要とされた歴史的な文脈を捨象し、二次植生を「奇異」なものとして捉える観察眼を養うことを求めるものであった。その意味で本多の議論においては、地域の人々が生態系を構成・維持する要素として位置づけられることはない。むしろ植物界を切り取って対象化し、住民はそこに否定的な作用をもたらす外部要因として扱われるのが特徴である。ただ

し、造林学を担当する本多が自然保護主義を信奉しているわけではない。むしろ計画的に国土の植生を管理することを求める立場にあり、その立場から公有林野「整理」政策を支える役割を担うことになる。そこで次に、同政策に関する本多の発言に注目してみよう。

(2) 火入れ原野の植生調査

公有・民有林野への介入を強めた明治40(1907)年前後の林政の動向は、本多にとっては自らの立場に沿うものであり、原野に関する発言や記述も目立つ。例えば、その頃の地方での講話を集成した『民林改良法講話』をみれば、ヨーロッパと比較して、「見渡す限り黄色の萱計り」の草原が「実に恥かしむ」という見解や、「枯草茫々たる大きな原野を見ますと一種妙な感じがする」という感想がある⁴⁰⁾。人為的に形成された草原を本多は問題視し、「未開時代のやり方」だと強く非難した。また、『公有林視察報告』では、草原への造林に成功した事例や失敗例の課題を述べ、金肥の利用によって採草地の必要性が薄れた事例に言及し、原野への課税を高めて土地利用の集約化を促す私案まで披露している⁴¹⁾。

公有林野「整理」政策が動き出した翌年、明治44(1911)年に本多が出版した『副産物造林法』には「我国原野ノ改良利用策」が提唱されており、原野に関する本多の見解が集約されている⁴²⁾。ここで本多は、山林局による公有林野面積調査を踏まえて、公有林野470万町のうち260万町は全く樹木がなく、その残りも多くは林相が劣悪で小柴類の採取をなすに過ぎないとした。また、原野の成因について、「余輩ノ調査セル処ニ抛レバ我国ニ存スル原野ナルモノハ殆ンド一モ氣候若シクハ地質上ノ関係ニ因リテ生ジタルモノナシ」と断言し、原野は全く人為的に形成された土地であり、「野火」が直接の大原因だとした。年々火入れをする理由は、輸送手段が伴わない地域では林業が発達しなかったこと、そし

て植生を新しい草に揃えるために過ぎないとして、火入れによって必要以上に広大な原野が形成されると批判した。

本多の求める解決策は、山林局の政策と同じく入会林野の町村有化ないし個人所有への分割であったが、注意すべきことに、「原野二年々火ヲ入ルノ結果ハ畜ニ森林ノ発生ヲ妨グルノミナラズ草其モノ、発生ヲモ大ニ劣悪ナラシムルモノナリ」と指摘し、採草という目的にとっても火入れをしない方が良いと述べる。その根拠として、「余輩等」が、つまり帝大林学教室が清澄山演習林で行った調査が紹介され、火入れが続く原野ではカヤとワラビのみが生育するのに対して、火入れをしない演習林の原野では植物の種類が52種と豊かになるとされた。

これに関しては、調査を担当した宍戸乙熊によるドイツ語での報告が明治36(1903)年に出されており、火入れをしなかった年数が異なる様々な試験地の植物を観察した結果がまとめられている⁴³⁾。前節で触れた本多の清澄山の植生への言及を踏まえれば、演習林として囲われた原野においてどのように植生が回復するかという本多の関心が、本調査に反映されていると考えられよう。宍戸の報告によれば、当然のことながら、火入れをせずに放置するほど植物が豊かになるという結果が得られた。それは植物種が増すということだけでなく、土中の有機物が多いために生長も良いとされた。逆に、火入れを続けるならば、有機物が灰となって流出し、ススキやカヤ、スゲ、ワラビ、イタドリなど特定の草に収斂していくという。この点から宍戸は、火入れによって生産性が高まるというのは誤りであり、むしろ荒廃(Verödung)がもたらされると結論づけた。

バイオマスという観点からみれば、火入れをしない方が植物の現存量が多くなるのは、調査するまでもなく自明といえる⁴⁴⁾。清澄山の植生調査は、植物の生産量の増加という観

点から、採草が必要という農業の現実を否定せずに、しかし「荒廃」につながる火入れを禁じる上で、学術的な理由付けとして機能することになる。前章で指摘したように、明治43(1910)年の通牒「公有林野整理開発二関係スル件」では、草原の維持のための火入れを禁じるとともに、草原を縮小しながらもその生産性を高めることを求めているが、これは矛盾する2点を無理に求めているのではなく、火入れをしないことで草の生産性が高まるという想定が前提にあれば理解できる。この点を喚起するように、翌明治44年には宍戸の調査を紹介した記事や公有林野の解説書が散見されるが、山林局の政策を援護する意図から宣伝されたものといっていよい⁴⁵⁾。

以上にみたように、清澄山の植生調査は火入れ禁止政策の林学的根拠の一つになったと考えられるが、幾つか見落とされた問題がある。その一つは、火入れを中止することで草の種類と量が増加したとしても、それが肥料や飼料として望ましい状態なのかという問題である。また、宍戸の調査報告には10年以上火入れのない原野には灌木が生じ、草が少なくなることや、比較された「鬱閉」した森林には草が僅かであることが指摘されている。火入れをせずに森林が再生すれば草の生産量が低下することは明かだが、この問題に本多は触れておらず、上記の通牒においてもどのような考慮されたのかは明かでない。次節で検討するように、この点は農学側からの反論の焦点となる。

(3) 原野火入れ論争

草原維持のための火入れを禁じた明治43年の山林局通牒は、林政と林学の立場からみれば、農業上の植物利用を損なわずに林野の再生を図り、草原を森林として資源化する一手となるべきものであった。しかしながら、伝統的な草原維持の方法を突如否定された農業の側からみれば、相当の困惑と混乱が生じた

と想像される。山林局の渡邊忠壽が、「農務当局帝国農会などが、火入禁止を以て天然造林促成の手段と早合点し、盛に的外れの議論を持ち出した」⁴⁶⁾と回想するように、火入れの是非について論争が巻き起こった。

これに関しては、山林事務官として公有林野「整理」に関わった遠藤治一郎が、農政・農学側の反論は林政側の趣旨を「誤認」していると退けている⁴⁷⁾。しかし西尾 隆が、農務局からの強硬な反対を「農民という同一の行政顧客をめぐる争い」だと解釈したように⁴⁸⁾、原野は管轄としては林政の下にありながらも、実態としては農業と関わる面が深く、農政・農学からの反論は必然的なものがあった。

帝国農会が明治44(1911)年に作成した冊子『林野に関する調査』は、前年に木村修三に依頼した調査の報告であり、「原野なるものは不生産地の別名にはあらざる也」とする序文からは、公有林野の「整理」と火入れ禁止策への反論のために、緊急に調査が為されたことが窺える⁴⁹⁾。農業経営学を専門とする木村は、6府県で実地調査を行い、入会原野とその火入れの必要性を主張した。木村は草の生育が悪くなった「林場荒廃」の事例を認めつつも、その原因として需要の増加に対する草原面積の不足を挙げ、その面積縮小を求める林政とは全く逆の捉え方を示した。また、草原という「粗放なる利用法」よりも林業のほうが生産性が高いとする林政・林学側の見方に対しては、造林は長期的にみて収益は小さく、「造林本意」で農民に投機させるべきでないとした。

木村はさらに宍戸の清澄山調査に言及し、そのデータを整理しなおすことで、火入れが頻繁な土地ほど禾本科(イネ科)、特に萱の割合が多くなることを示している。それゆえ、「禾本科は飼料として宜しきのみならず肥料としても莎草科等に優るものなれば草の種類と云ふ点よりは農業上火入れを以て利と

すべし」⁵⁰⁾と木村は指摘する。さらに火入れによって、草の生育を妨げる灌木を抑制すること、飼料や加工に適した柔らかく新しい草が生じること、害獣や害虫を抑制すること、などの利点についても触れた。これらの指摘は、火入れをしないことで草の種類と量が増えることを評価した宍戸の分析に対して、実際の草の用途や草原の維持という点に踏み込んでおり、火入れはその半栽培的な効果が理解されて為されている慣行であることをよく捉えている。従って木村の結論は、「入会地の存在火入れの許可は欠くべからざることなり」とされ、公有林野の「整理」と火入れ禁止策に真っ向から反対する立場を示した。

木村はさらに翌年に帝国農会報に要旨をまとめて寄稿し、「原野の荒廃原因を火入に帰するものもあるも決して然らず原野の荒廃は放牧地に之を見るも、草場は世人の称するが如く荒廃し居らず」と強調し、火入れに関する林政・林学の理解を批判した⁵¹⁾。さらに帝国農会報をたどれば、入会林野をめぐる農業と林業の対立を背景とした寄稿が散見され、例えば高橋不二夫が両者の論点を整理しつつ、木村と同様の見方から「火入も或る程度迄之を許すは實際農業上必要なるべく、火入禁止の為に放牧採草上少からざる影響を受けつゝある現況にして間接に農地を減縮すべき結果を生ずるなり」とした⁵²⁾。

このような反駁の動きに対して、大日本山林会報には再反論の記事が散見され、例えば林務官であった依田貞種は、農学の「大家が採草を尊重して公有林野整理を一嘘に付するの諸説を為すに到つては、農林両者間の不熟なる緊密関係の現況に驚かざるを得ない」と非難した⁵³⁾。依田にとって農民とは、「肥料を得んがために、山野を広き無立木地にして置く、その上無摂制なる使用を擅にして地力の退化を念としない」ものとされた。

また、山林局が大正2(1913)年に作成した『火入二関スル事例』は、「火入カ林野荒廃ノ

原因ニシテ国土保安上及林野産物採取上有害無益ナル」を示すために、27事例を列挙している⁵⁴⁾。これは、火入れが原因で原野が「荒廃」した事例や、火入れ廃止によって採草量が増加したという事例を集めたもので、明治43年に始まった火入れ禁止政策への理解を促すために編まれたことは明白である。しかしながら本事例集においては、火入れ廃止の利点としては専ら草生産量の増加が指摘されるに止まり、木村の『林野に関する調査』が論じたような有用植物種への収斂は焦点となっていない。そのため、農学からの反論に対する再反論となっているわけではなく、論点はすれ違ったままだといえる。その後も、火入れ廃止が採草量を増加させるとする試験結果が散見されるが、専ら量的な観点から評価がなされ、有用植物の検討に踏み込む姿勢に乏しいのが特徴であった⁵⁵⁾。

林学の環境史的な想定において、原野として区分された草原は本来の森林植生から乖離した状態であり、その植物量の低下は「荒廃」として問題化された。林政において具体化された火入れの禁止は、このような学知に支えられており、バイオマスを増やすことで草原の面積縮小を実現する解決策として意図されていた。しかしながら農業の側からみれば、採草量の多寡ではなく、その質の問題が軽視されている以上、「造林本位」の策と見なさざるをえない面があった。その意味で、農政側からの反発は、決定的外れや「誤認」ではなく、「森林資源化」を認める林政が前提とした学知を批判したもののだといえる。折しも、『火入二関スル事例』の翌大正3(1914)年、大日本山林会報に長野県福島町農会長・伊東 淳による独自の火入れ試験の報告が掲載され、火入れによって逆に飼料が増加したとされた⁵⁶⁾。次章では、伊東の反論をまとめた『原野火入の研究』に注目し⁵⁷⁾、地域資源として草原を必要とした立場について検討する。

IV. 木曾からの反論

(1) 長野県の火入れ禁止策

II章で公有林野と原野をめぐる国の政策を概観したが、その実際の遂行は各府県の対応による面があった。明治37(1904)年の公有林野「整理」や原野の火入れ制限の模索は、同年から翌年にかけて各府県の公有林野取締規則として具体化していくが、長野県の場合、それに先駆けて明治34(1901)年前後よりそのような動きがみられ⁵⁸⁾、積極的な取り組みが為されてきたのが特徴である。関戸明子の整理によれば、長野県の民有林野における「草山」ないし「無立木地」の割合は19世紀末の時点で40~50%とされ、その「荒廃」を解決するために明治34年に公有山林取締規則および公有原野取締規則が制定されている⁵⁹⁾。無立木地の面積はその後漸減し、1930年代には20%程度となっていることから、草原や藪が森林に転換したことが窺える。

上記規則の制定を審議した長野県の臨時勸業諮問会の記録によれば、広大な原野は「柴稈採取ニ必要ナラサル幾部分ノ面積ヲ其中ニ存シ(中略)、実際柴稈草ヲ採取セサルモノモ尠カラス、而シテ此面積ノ大部分ハ概シテ造林ヲ為スニ適当」だと見なされた⁶⁰⁾。また制定された公有原野取締規則の第2条は、「公有原野ハ柴稈草地又ハ牧場地トシテ存置ヲ要スヘキ区域ト新ニ林地ニ編入スヘキ区域トニ区分」することを求めており⁶¹⁾、入会の原野への造林を強く促すものとなっていた。

続いて翌明治35(1902)年、長野県告諭第3号において原野の火入れが禁じられた。すなわち、「稈草地ト雖モ火入ヲ為ストキハ地力ヲ衰ヘシムルニヨリ追々稈草ノ成長ヲ妨ケ其産額ヲ減スルニ至ル」とされ、そのことがよく理解されていないために、「従来ノ習慣ニヨリ稈場地ニ火入ヲ為スモノ、如キハ爾今断然廃止」するという⁶²⁾。この措置は、山林局の明治43年の通牒よりも8年早く、火入れ

の廃止を勧奨する明治37年の通牒にも先んじるものであり、注目に値する。また、前章で触れた帝大の清澄山植生調査が報告される前年であるにもかかわらず、火入れが地力を減退させ、採草量も減少するという考えに立脚しており、本多静六が『日本森林植物帯論』(1900年)で示唆する見方を、すでに前提とした政策であったといえる。その意味で、長野県は国の林政よりも急進的な立場をとっていたといえる。その背景について報告者は直ちに判断することができないが、遡って明治32(1899)年の長野県「林野火入及焚火取締規則」は採草地の火入れを禁ずる規定ではないことから⁶³⁾、本多に代表される林学の見解に影響を受けた可能性を指摘しておきたい。

その後、明治43(1910)年の通牒「公有林野整理開発ニ関スル件」によって、国の方針としても原野への火入れが明確に禁じられると、長野県は翌年に「森林原野山岳又ハ荒蕪地火入及焚火取締規則」を制定して対応した⁶⁴⁾。改正森林法第78条によれば、森林や原野に火入れを行う場合、地方長官が必要と認めて主務大臣の認可を得て指定した場合のみが可能とされる。つまり府県が火入れ可能な条件について具体的に定めることができ、長野県としてはこれを承けて、上記規則第1条において、造林地拵、防火線ノ焼切、害虫並ニ病害駆除、焼畑、開墾準備ノタメノ焼切、という5項目で「必要ト認ムルモノ、外之ヲ禁止ス」とした。ここにはやはり採草地の維持のための火入れは含まれておらず、「断然廃止」という明治35(1902)年の方針が踏襲されていることが確認される。

(2) 木曾の火入れ再開運動

以上のような県の積極的な原野火入れ禁止策に対して、西筑摩郡福島町(現木曾郡木曾町福島)の関係者を中心として、大正3(1914)年より火入れ試験地の植生調査が実施され、火入れ再開のための請願が重ねられ

た。その関係資料は運動の中心人物の一人、伊東 淳がまとめた『原野火入の研究』に所収されているが、これまでその顛末は必ずしも知られていないため、以下ではその経緯をたどりつつ、地域の側の取り組みを検討しよう。

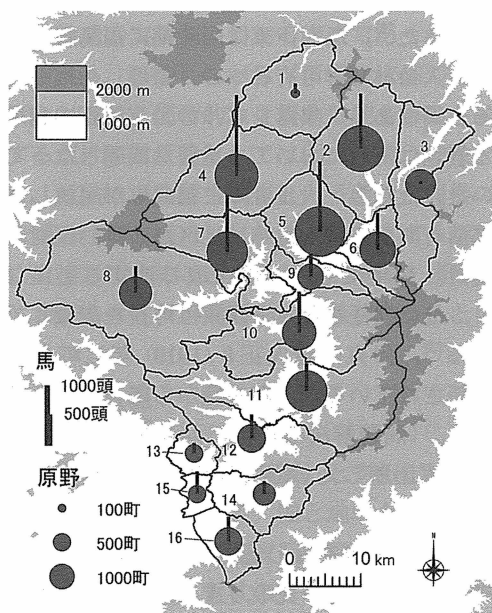
同書中の「木曾谷ニ於ケル野火ノ成績」によれば⁶⁵⁾、前述の明治35(1902)年の県告諭によって草原維持のための火入れが禁じられた結果、「漸次野草ハ減少」し、「荊棘繁茂」した。そのため、草(荻安)を飼料とする馬の畜養頭数が減少するという事態を招き、「厩肥ヲ得ルコト少ナク田畑ノ肥料ニ欠乏ヲ来シ」、「農家経済上非常ノ打撃」が生じたという。ただし、明治44(1911)年の「火入及焚火取締規則」においては、「害虫並ニ病害駆除」が目的の場合は許容されたため、この目的で「行火」を申請して、9～10年ぶりに実施することができ、「農民ノ歓喜一方ナラズ」であったという。

このように火入れが制限される状況を受け、福島町農会では大正3(1914)年5月に福島区伊谷湯ノ澤の区有の萱野3か所において火入れを行い、9月に「行火地」と「不行火地」の植生を調査・比較した。安藤時雄(木曾山林学校長)、丸山直樹(西筑摩郡書記)、宮林釜村(信濃毎日新聞)、伊東淳(福島町助役・福島町農会長)、および区長や住民が立ち会い、火入れによって「肥大セル荻安ノミ多量ニ収穫」するという、「行政方針ト実地トハ全く反対」の結果が得られたとした⁶⁶⁾。

これを受けて、翌大正4(1915)年、西筑摩郡会が意見書を決議して長野県に提出し、火入れ禁止によって採草地が「荊棘ノ繁生地ト化シ昔日ノ觀ナク其結果採草量ハ大ニ減却」し、馬の飼養に悪影響がでていると訴えた⁶⁷⁾。公有林野「整理」に従って牧草地に管理区分した土地については、火入れを行えば「有機物質ノ損失ヲ来スコトナクシテ却テ荊棘を掃蕩」することができ、その「灰分ヲ捨

肥シ良草」が得られる効果があるとの主張が為されている。これを受けて、いったん火入れが許されたが、大正5(1916)年に再度「断然禁止」の判断があったため、西筑摩郡の全10町村が、当地域に限って、行火区域を定めて隔年での火入れを許可するよう、県に請願した⁶⁸⁾。なお伊東は前年末に福島町長に就任し、ここでは10町村の惣代となっている。

この10町村の請願書には詳細な理由書が添付されており、大正4年～5年に先とは別の土地(福島町伊谷キビ尾の区有地)で行われた火入れ試験の結果、草の量が増えたとするデータが掲載されているほか、火入れが草原の維持に最適であること、当地域の特産である馬の飼育に草原が欠かせず、また馬飼育から生じる堆肥が農業に不可欠であることが再論された。図3が示すように原野の面積と馬の飼育頭数はおおむね関連しており、総面積



1 奈川村, 2 木祖村, 3 橘川村, 4 開田村, 5 新開村, 6 日義村, 7 三岳村, 8 王滝村, 9 福島町, 10 駒ヶ根村, 11 大桑村, 12 読書村, 13 田立村, 14 吾妻村, 15 山口村, 16 神坂村

図3 長野県西筑摩郡の原野と馬(1916年)

「西筑摩郡十ヶ町村行火ノ義ニ付請願書」注68)による。

28,119町弱の原野に対して、8,481頭の馬が飼育されていた⁶⁹⁾。産馬組合家畜市場では年間に1,800頭程度の馬が売買されていたが、火入れに制限が加わることで売買頭数も減少する傾向があったという。特に明治35(1902)の火入れ禁止に際しては、「引き続行火ヲナシ(中略)発見セラレテ処罰セラル者多シ」との注記があり、馬の飼育のために密かに火入れを行う動きがあったことが窺える⁷⁰⁾。請願書では、馬の飼育という特徴を強調し、「特殊ノ事情アル本郡ニアリテハ特ニ行火ヲ許サレンコトヲ懇願スル」と結ばれている。

さらに翌大正6(1917)年、西筑摩郡牛馬特産組合が行火施行を県に請願し、「本件ノ諾否ハ直ニ畜産界ニ至大ノ関係有之」と述べた⁷¹⁾。これら農業・畜産および町村からの度重なる請願を受けて、ようやく長野県は判断を覆し、同年の火入れから「根本的解決の付くに至るまで当分林野保護上差支なき程度に於て万止むを得ざるものに限り許さる」ことになった⁷²⁾。なお伊東は同時期に福島町長として入会林野の町有林への「整理」を推進する立場にあり、集落レベルの公有原野の利用と管理は町政においても重要な問題となっていた。ただし、大正6年に福島町が可決した部落有財産の統一は当該地区から強い反対を受け、翌年にその一部を取り消すことになり、その責任をとって伊東は町長を辞職している⁷³⁾。伊東は翌大正8(1919)年に町長に再任されているが、町長職から離れていた時期に、「問題解決の資料に供せん」との意図で自家出版したのが『原野火入の研究』であった。

以上の経緯を振り返れば、明治35(1902)年から国の林政を先取りする形で始まった長野県原野の火入れ禁止は、15年の間、様々な影響を地域の農業に与えたが、福島町における対抗策は単に火入れ再開を陳情するのではなく、具体的な試験や調査を経て、林政・県政に対する反論が構築された所に大きな特徴

がある。すなわち、地域資源を守るために、地域の側から草原を価値づける試みが為されたわけであり、そこに地域の論理を汲みとることができる。そこで次節では、その論点を改めて検討しよう。

(3) 地域の論理と林学の論理

福島町を中心とする火入れ再開運動の核となったのが、火入れ試験地の植生調査であった。このことは、単に慣行への再帰として火入れ再開を陳情するのではなく、火入れを廃止した方が草の生産性が高まるという林学の論理を、実験を通じて否定することに狙いがあったといえる。信濃毎日新聞の取材に、伊東は「この町では大正三年から毎年実地試験をやつて明白に有効な証左を握つて居る」⁷⁴⁾と自信をもって答えている。ただし県側は、福島町の試験は「相当の学識を有する技術者」を欠いており、「其成績は殆ど信ずべからざる」と不快感を示したことが窺われる⁷⁵⁾。

しかしながら伊東らの方法が全くの素人考えでなかったことは、例えば『原野火入の研究』に帝大清澄山の調査報告が邦訳で収録されている点に窺え⁷⁶⁾、火入れ禁止策の根拠となった林学的見解が吟味されていた。また、同書には、山林局発行の『火入二関スル事例』も抄録されており⁷⁷⁾、火入れ禁止によって草の生産量が増えたとされる事例にどう反論するか、伊東は念頭に置いていたと考えてよい。その意味で、福島町で展開した取り組みは、「立派な学者が沢山の費用と日月をかけて試験し」、「全く文句の出しやう筈もない」⁷⁸⁾論理を、地域の側が直接突き崩そうとする試みであったといえる。

ただし、福島町における火入れ試験の着眼点と結果を帝大清澄山のそれと比較すれば、幾つか興味深い点に気付く。まず帝大の調査では、火入れ停止後に植物の種類数が増加することを肯定的に強調しているのに対し、福島町の調査では飼料となるカリヤス(イネ科

ススキ属)が火入れによって増加することに焦点を絞り、種類数の多寡にはあまり関心を払っていない。帝大の調査は植物の有用性を考慮せずに増減を論じており、地域住民にとっての何が有用な資源なのかを軽視していたといえる。一方、天然更新によって多様な植生が再生することは、林学的には好ましい状態であったが、福島町の調査はそのような全体的な植物相の特徴には関心がなかったといえる。その意味で、調査の前提として想定される望ましい植生のあり方が、異なっていたことが明かである。

また、帝大の調査では焦点が草類に絞られ、火入れ停止の一定期間後に樹木が生育することは軽視されていた。一応、報告者の宍戸は、10年以上火入れのない原野や「鬱閉」した森林では草が少なくなると注記しているが、火入れ停止によって一度は草の生産量が増加したとしても、いずれはそれが低下する可能性については全く問題視していない⁷⁹⁾。林学の関心は薄い植生の解消という一点にあり、地域における資源利用の実態については必ずしも深く捉えていなかったといえる。

この点、福島町の調査では、例えば一つ目の試験地の場合、不行火地には9年間火入れがなくコナラが繁茂しており、カリヤスの生草量は行火地の573匁に対して280匁に止まっていたとする。また二つ目の試験地では草量には大きな差はなかったものの、草の種類は行火地ではほとんどがカリヤスであったのに対し、不行火地はナラやハンノキ、シラカバなどの樹木や雑多な草で占められた。さらに同農会では試験を継続し、やはり「学理ト全然相反スル実況」⁸⁰⁾が得られたとしている。このような結果は、長野県の方針を受けて火入れが停止し、樹林地へと移行していた土地で比較実験がなされたことも大きいと考えられ、樹木の生長が草の生育、特に農民が望んでいたカリヤスを抑制する傾向が現れたと解釈できる。

火入れ禁止によってバイオマスが増加しても、農民が必要とする資源も増加するとは限らないという事実は、最終的に県の判断を覆すに足るだけの事実として、大きな意味をもったといえる。10町村からの請願書には、「行火ハ草の発生ヲ害スルコトハ学理上問題トナラズと称スルモ当地域ハ以上ノ成績ニシテ」⁸¹⁾との表現がある。ここには、火入れの害は林学の通説だという県の立場を、現場の事実から押し切ろうとする自信をみることができる。

また、『原野火入の研究』の序文において、伊東は福島町農会長の立場から、「監督官庁の令達と農民の実際とが常に相衝突する」ことを問題視しており、「農民の唱ふる所亦必しも全然捨つべきものにあらざること」を発見したと述べている⁸²⁾。郡立高等小学校を卒業後、郡役所に勤め、次いで福島町政に関わったという伊東の履歴からは⁸³⁾、近代的な学術や国家政策を抛り所にするというよりは、地域の実情をよく知る官吏であったことが窺える。しかしながら「学理」に基づく政策に対して、慣習的な生業の継続を単に主張するだけでは反論としては弱い。そうではなく、試験による植生調査という学理と同様の主張の仕方を探求し、林政が根拠とする学知に直接対抗することを意図した所に、福島町における火入れ再開運動の意義があったといえる。

V. おわりに

本報告は、資源を「資源」とするための理解や知のせめぎ合いを、国と地域という異なる空間的スケールに留意して捉えるという問題意識に立って、近代の日本で「原野」と呼ばれた草原とその火入れに着目した。具体的には、明治末から大正期にかけての原野に関する林政と林学の動きをたどり、その政治と学知の特徴を捉えるとともに、地域の側から反論を図った長野県西筑摩郡福島町の火入れ

再開運動の例と対比した。以下、簡単にその要点をまとめておこう。

明治43(1910)年から大正8(1919)年にかけて進んだ公有林野「整理」政策の前提として、山林局は従来不正確だった林野の実面積と所有形態を把握しようと試みた。その結果、公有林野の多くが部落有林野であり、またその過半が森林の発達を阻害する原野だとされた。この理解は、国土空間を俯瞰的に捉えて草原を位置づけるものであり、国土全体の植生を管理しようとする林政の姿勢が現れている。公有林野「整理」政策が草原維持のための火入れを禁じたのは、草原から樹林へという植生の更新を狙ったものであった。

このような林政の背後には、天然の植生が人為的に損なわれてきたとみる林学の環境史的な視点がある。その出発点には明治12(1879)年の山林局設置時に始まった植物帯調査があり、これを批判的に継承した本多静六は、本来の自然の植生帯を指定し、そこから人為的な植生変化を否定的に捉えた。ただし地域に住む人々は植生の自然な遷移を阻害する外部要因として扱われ、もっぱら植生の回復や植物量の増減を焦点化する視点が構築された。千葉県清澄山の帝大演習林では、火入れが植生に与える影響が試験調査され、火入れを停止すれば植物量が増加し、草の生産性が高まるとされた。この分析は火入れ禁止政策を支える根拠として機能したが、有用植物を分別せず、樹林遷移後の草の減少を軽視するという問題点を抱えており、農学からの批判を受けた。

火入れを認めない林政・林学の姿勢に上記のような問題関心があったことは、それを地域の側から覆そうとした長野県西南部の火入れ再開運動からも窺える。単に慣習の存続を陳情するのではなく、林政が根拠とする学知に対抗するために行われた火入れ試験は、農民にとっての有用植物に焦点があり、また現実に行進していた樹林化と草の減少を如実に示

すことで、火入れ禁止に積極的であった県の林政を押しとどめることに成功した。国土の「森林の資源化」を求め、草原を森林に転化することで資源化を図ろうとした林政・林学の論理に対して、地域資源としての草原を必要とし、樹林への遷移を拒まざるをえない地域の論理を、ねばり強く展開した事例であったと評価することができるだろう。

以上の本報告の検討は、地域資源の管理と利用が、当該地域に根ざしたあり方ではなく、国土や帝国というスケールで追究された場合に、資源を「資源」とするための理解や知に、深刻なせめぎ合いが生じうること示している。近代の林政と林学は環境保全主義の源流になったとされるが⁸⁴⁾、「科学的」な森林利用を大きな空間的スケールで追究するあまり、資源利用に内在する地域性を見落としがちであったことは、改めて再確認されるべきだろう。その一方で、西筑摩郡の町村が馬の飼養という郡の「特殊ノ事情」を強調し、主張のスケールを地域の次元に止め、日本の農山村が共有する問題として主張するには至らなかったことにも、留意しておきたい。例えば、馬を通じて生産される堆肥に依拠していた西筑摩郡では、草肥として草の利用については、全く争点として浮上することがなかった。火入れ禁止をめぐることは、類似の問題が日本各地で生じていたと考えられるが、草原の利用法や依存度は地域によってある程度の差異があり、さらにキーパーソンのリーダーシップに左右される面も少なくなかったと想像される。その意味で、地域と地域が連携した問題共有の場合、国と地域という広狭のスケールを共に組み込んだ知の構築が可能だったのかどうか、という問いが残される。このことは、決して過去だけの問題ではなく、むしろ現在も多くの地域が抱える課題であろう。本報告がその参考となれば幸いである。

(京都大学)

〔付記〕

本報告に際し、平成27年度科学研究費補助金「旧日本帝国における森林の利用と保全に関する研究—地理学、林学、環境史の視点から—」（挑戦的萌芽研究、代表者中島弘二、研究課題番号15K12950）を使用した。記して感謝する。

〔注〕

- 1) 大田伊久雄「森林の資源化と戦後林政へのアメリカの影響」（野田公夫編『農林資源開発の世紀—「資源化」と総力戦体制の比較史—』京都大学学術出版会、2013）、175-225頁。
- 2) 西尾 隆『日本森林行政史の研究—環境保全の源流—』東京大学出版会、1988、27-88頁。
- 3) 中島弘二「日本植民地主義と自然—アジア・太平洋戦争期の緑化運動—」生物学史研究84、2010、51-71頁。
- 4) ①水本邦彦『草山の語る近世』山川出版社、2003。②佐藤宏之・飯沼賢司編『野と原の環境史』文一総合出版、2011。③湯本貴和・須賀 丈編『信州の草原—その歴史をさぐる—』ほおずき書籍、2011。④小椋純一『森と草原の歴史』古今書院、2012。⑤須賀 丈・岡本 透・丑丸敦史『草地と日本人—日本列島草原1万年の旅—』築地書館、2012。
- 5) 前掲4) ④207頁。
- 6) 六車由実「山焼きの民俗思想—火を介した自然利用の方法の現代的可能性をめぐる—」季刊東北学11、2007、56-71頁。
- 7) 代表例として、北條 浩『公有林野政策と入会の変容—長野県山ノ内町における財団法人和合会の歴史—』徳川林政史研究所、1975。同『林野法制の展開と村落共同体』御茶の水書房、1979。
- 8) 拙稿「近代林学と国土の植生管理—本多静六の「日本森林植物帯論」をめぐる—」空間・社会・地理思想17、2014、41-56頁。
- 9) 千葉徳爾『増補改訂はげ山の研究』そして、1991、111頁。
- 10) 前掲9) 31頁。
- 11) 皆見和彦・久武哲也「近代日本における環境史研究の一断章—山本徳三郎論ノート—」甲南大学紀要文学編113、1999、50-91頁。
- 同「早魃と保安林—山本徳三郎ノート(II)—」同117、2000、84-138頁。同「戦時体制下における早魃とその対応—山本徳三郎論ノート(III)—」同124、2001、1-69頁。同「日本における森林水源涵養論の成立(1)—山本徳三郎論ノート(IV)—」同129、2002、118-167頁。同「日本における森林水源涵養論の成立(2)—山本徳三郎論ノート(V)—」同134、2003、19-91頁。同「大正13年の早魃と森林水源枯渇論—山本徳三郎論ノート(VI)—」同139、2004、47-152頁。同「森林の水源涵養論争をめぐる—山本徳三郎論ノート(VII)—」同144、2006、133-209頁。同「山本徳三郎の研究とその著作目録(1911—1944)—山本徳三郎論ノート(VIII)—」同149、2007、11-84頁。
- 久武哲也「山本徳三郎と乾燥化理論」歴史科学193、2008、22-29頁。
- 12) 関戸明子「近代における林野利用と山村の生業—長野県旧堺村の部落有林野統一事業をめぐる—」（池谷和信・白水 智編『人と自然の環境史5 山と森の環境史』文一総合出版、2011）、259-280頁。
- 13) 拙稿「山地荒廃」（人文地理学会編『人文地理学事典』丸善出版、2013）、614-615頁。
- 14) なお本稿の問題意識は、もともとは近代の日本とその植民地における焼畑を検討するなかから発展したものである。Komeie, T., Colonial environmentalism and shifting cultivation in Korea: Japanese mapping, research and representation, *Geographical Review of Japan* 79-12, 2006, pp.664-679。拙稿「植民地朝鮮における焼畑の調査と表象」季刊東北学11、2007、72-86頁。同「近代林学と焼畑—焼畑像の否定的構築をめぐる—」（佐藤洋一郎監修、原田信男・鞍田 崇編『焼畑の環境学—いま焼畑とは—』思文閣出版、2011）、168-190頁。および前掲8)。
- 15) 前掲2) 151-200頁。
- 16) 農林大臣官房総務課編『農林行政史 第五巻』農林協会、1963、284-324頁。
- 17) 上山満之進「山林局時代の思出」（大日本山

- 林会編『明治林業逸史続編』大日本山林会, 1931), 347-361頁。
- 18) 『官報』第6447号(1904年12月24日), 726頁。
なお岩手県・奈良県からは回答がなく, その面積値は含まれていない。
- 19) 農商務大臣官房統計課編『第二十四次農商務統計表』東京統計協会出版部, 1909, 494-496頁。
- 20) 久米金彌「森林法の改正」(大日本山林会編『明治林業逸史』大日本山林会, 1931), 66-73頁。
- 21) 『山林公報』明治43年第6号, 雑録219-229頁。「公有林野所有別推定面積」, 「全林野推定面積ニ対スル所有別林野推定面積ノ百分率」, 「府県別地積ニ対スル林野推定面積百分率及人口一人当林野面積」, 「勸業費ノ歳出予算総額ニ対スル百分率 森林費ノ勸業費ニ対スル百分率 森林費ノ民有林野推定面積ニ対スル支出歩合」を掲載している。
- 22) 例えば, 前掲2) 162頁, は推計の元になった台帳面積を提示するに止まる。前掲16) 715頁, は推定面積に触れるに止まる。
- 23) 村田為治「公有林野の整理に就て」(大日本山林会編『明治林業逸史』大日本山林会, 1931), 164-763頁。なお小椋純一は明治期の統計上の林野面積に様々な混乱と問題があることを指摘している。前掲4) ④203-207頁。
- 24) 前掲23) 166頁。なお大正8(1919)年の通牒「公有林野整理促進ニ関スル件」にも, 「公有林野ハ全林野ノ四分ノ一面積ヲ占ムルモ其過半ハ荒廢ニ委セル」との理解がみられる。前掲16) 751頁。
- 25) 前掲23) 167頁。
- 26) 『山林公報』明治43年20号, 通牒174-178頁。なお当通牒の前文は, 前掲16) 744-748頁, にも掲載されている。
- 27) なお第9項を抽出した山林局通牒「公有林野火入ニ関スル件」が, 火入れのシーズンが近づいた年末に大林区署長に出された。火入れの許可を握る森林官吏に通知し, 実際に草原維持のための火入れを不許可とする方針であったことが確認される。『山林公報』明治43年23号, 通牒207頁。
- 28) ①筒井迪夫『森林法の軌跡』農林出版, 1974, 80-85頁。②萩野敏雄『日本近代林政の基礎構造—明治構築期の実証的研究—』日本林業調査会, 1984, 210頁。
- 29) 前掲16) 366-367頁。農林省山林局編『国有林野関係法規』大日本山林会, 1936, 661頁。
- 30) 無記名「山野火入に対する当局者の談話」大日本山林会報265, 1904, 57-59頁。
- 31) 前掲17) 357頁。
- 32) 渡邊忠壽「公有林野の整理統一」(大日本山林会編『明治林業逸史』大日本山林会, 1931), 147-163頁。
- 33) 日本の近代林学の成立期については, 前掲2) 48-68頁。前掲28) ①27-51頁。森川 潤「ドイツ林学の受容過程—農科大学成立の条件について—」作陽音楽大学・作陽短期大学研究紀要19-2, 1986, 7-22頁。などを参照。
- 34) 志賀泰山「本邦ノ森林及林学」大日本山林会報137, 1894, 1-32頁。
- 35) 大日本山林会では, 上記の志賀の論説の一年前にも, 後に貴族院議員となる田邊輝實が, 「原野ト云フモノハ往古人ノ少ナイ時分ニハ山林テアツタニ違ヒナイ, 段々人力多クナツテ(中略)焼払フトカ云フコトカラ, 此原野ト云フ一種不毛ノモノカ出来テ来タ」と講話している。田邊輝實「原野ニ就テ」大日本山林会報告127, 1893, 13-19頁。
- 36) 前掲8) および島津俊之「地理学者としての高島北海」空間・社会・地理思想15, 2012, 51-75頁。
- 37) 前掲8)。
- 38) 本多静六『日本森林植物帯論』自家出版, 1900, 52-59頁。
- 39) 根岸賢一郎・丹下 健・鈴木 誠・山本博一「千葉演習林沿革史資料(6)一松野先生記念碑と林学教育事始めの人々」演習林46, 2007, 57-121頁。
- 40) 本多静六『本多林学博士大増訂民林改良法講話』三浦書店, 1908, 1-9頁。
- 41) 本多静六『公有林視察報告』刊行者不明, 年欠。内容から判断して明治40年頃のもの

- の。内務省地方局での講話を収める。
- 42) 本多静六『本多造林学後論ノ一 副産物造林法』三浦書店, 1911, 119-162頁。なお本書には, 「我国ニ於ケル焼畑一名切替畑ノ性質及ビ改良策」, 「朝鮮ニ於ケル火田(即チ我国ノ所謂焼畑)ノ性質及ビ改良策」が含まれおり, 森林を焼却する焼畑も本多の関心事であった。前掲8) および前掲14)。
 - 43) Shishido, O, *Über die Einwirkung des Hara-Brennens, Bulletin of the College of Agriculture, Tokyo Imperial University* (東京帝国大学農科大学学術報告) 5, 1903, pp.267-334.
 - 44) 例えば, 針谷重懋「山林の結果」(中央農事報3, 1895, 18-20頁)は, 「山焼を止めたるにより平年に数倍する肥草繁茂せし」と報告している。この報告は「秣場に火入を廃止せし結果」の題目で, 大日本山林会報185, 1896, 56-57頁に転載され, 火入れは「一種の迷信」であり, 「廃止する所少きは遺憾」との説明が添えられた。
 - 45) 例えば, 無記名「原野火入の利害」大日本山林会報343, 1911, 59頁。藤原康雄『町村自治の発展策 公有林野整理経営』三浦書店, 1911, 補遺2-3頁。
 - 46) 前掲32) 158-159頁。
 - 47) 遠藤治一郎『公有林野』日本治山治水協会, 1955, 95頁。
 - 48) 前掲2) 161-182頁。
 - 49) 木村修三『林野に関する調査』帝国農会, 1911。
 - 50) 前掲49) 66頁。
 - 51) 木村修三「林野火入れの利害に就て」帝国農会報2-2, 1912, 31-33頁。
 - 52) 高橋不二夫「林野の利用と農業の経営」帝国農会報4-1, 1914, 14-19頁, および同4-3, 20-23頁, 同4-4, 13-16頁。
 - 53) 依田貞種「同一地方に於ける林政と他の行政との聯絡」大日本山林会報413, 1917, 1-15頁。なおこのうち農学に関わる箇所は, 帝国農会報にも転載された。同「農業と林学との連絡」帝国農会報7-5, 1917, 59-60頁。
 - 54) 山林局『火入二関スル事例』山林局, 1913。
 - 55) 例えば, 無記名「福岡県八女郡に於ける野草生産試験に就て」大日本山林会報433, 1918, 56-59頁。また後に, 三浦伊八郎「原野火入れの草及土に及ぼす影響に就て」林学会雑誌14-5, 1932, 359-370頁。
 - 56) 伊東 淳「木曾における林野火入試験」, 大日本山林会報385, 1914, 39頁。
 - 57) 伊東 淳『原野火入の研究』自家出版, 1918。
 - 58) 前掲16) 370-372頁。
 - 59) 県令第47号および第48号。前掲12)。
 - 60) 長野県編『長野県史近代史料編 第五卷 (一) 産業政策・産業団体』長野県史刊行会, 1991, 255頁。
 - 61) 農商務省商工局編『各府県輸出重要品調査報告 群馬・茨城・栃木・山梨・長野』農商務省商工局, 1907, 342頁。
 - 62) 「長野県報」号外, 1902年4月6日, 3頁。
 - 63) 長野県編『長野県史近代史料編 第五卷 (四) 林業・水産業・鉱工業』長野県史刊行会, 1986, 32-33頁。
 - 64) 県令第23号。前掲57) 121-123頁。
 - 65) 「木曾谷ニ於ケル野火ノ成績」前掲57) 73-81頁。
 - 66) 信濃毎日新聞記者も, 「火入地の収穫が増大にて農民の火入を希望するも尤なり」と伝えた。「林野の火入試験」信濃毎日新聞, 1914年9月23日。なお同新聞は「行火」の読みを「ひいれ」とする。
 - 67) 「西筑摩郡会意見書」, 前掲57) 81-82頁。「木曾の火入意見」信濃毎日新聞, 1915年2月1日, にも掲載された。
 - 68) 「西筑摩郡十ヶ町村行火ノ義ニ付請願書」, 前掲57) 82-99頁。本資料中の年表(95頁)によれば, 大正4年に「行火ハ許され」たが, 翌5年に「爾後断然禁止ノ令達アリ」という。なお12月20日に県に請願が為されるに先立ち, 農民・町村長・郡長らが「火入禁止反対協議会」を持ち, 結束して県に陳情する用意をしていたことが窺える。「火入解禁陳情」信濃毎日新聞, 1916年10月9日。「火入陳情協議」同, 同年10月30日。「野火問題協議」同, 同年11月26日。
 - 69) 当地域西部の伝統的な有畜農業については上野福男の研究に詳しい。上野福男『高冷

- 山村の土地利用の秩序』二宮書店、1979。
- 70) 信濃毎日新聞は、火入れ禁止を「せゝら笑い実行されて農民がたまるものか」と農民側の反感を伝え、実際には多くの原野で火入れが違法に「窃つと行はれて来た」としている。「行火厳禁と西筑摩」信濃毎日新聞、1916年9月3日・5日。
- 71) 「西筑摩郡産牛馬畜産組合長請願書」前掲57) 99-100頁。
- 72) 前掲57) の序文による。
- 73) 木曾福島町教育委員会編『木曾福島町史第二巻 現代編Ⅰ』木曾福島町、1982、902-904頁。同編『木曾福島町史第三巻 現代編Ⅱ』木曾福島町、1983、295頁。
- 74) 「行火厳禁と西筑摩」前掲70)。
- 75) 「杜撰な火入試験」信濃毎日新聞、1916年9月12日。
- 76) 「原野ノ火入ニ就テ」前掲57) 1-55頁。
- 77) 「火入ニ関スル事例」前掲57) 55-64頁。
- 78) 「尚研究の余地あり」信濃毎日新聞、1916年10月4日。
- 79) 前掲43) p.315。
- 80) 前掲57) 80頁。
- 81) 前掲57) 97頁。
- 82) 前掲57) 序文1頁。
- 83) 前掲73) 『木曾福島町史第三巻 現代編Ⅱ』、971-972頁。
- 84) Barton, G.A., *Empire Forestry and the Origins of Environmentalism*, Cambridge University Press, 2002. 水野祥子『イギリス帝国からみる環境史—インド支配と森林保護—』岩波書店、2006。

Regional Resource and the Politics of Grassland: Japanese Scientific Forestry and Field Burning

KOMEIE Taisaku

This paper examines the politics of national and regional resources in modern Japan, with special reference to the prohibition of the burning of grassland. Afforestation and the reduction of grassland became one of the most important issues in Japanese forestry during the first two decades of the twentieth century. Following the enclosure of the national forest in the late nineteenth century, the Forest Bureau tried to control vegetation nationwide by promoting the afforestation of private or common *gen'ya*: a category of land cover including grassland, bush, or thin vegetation, which had been artificially kept for the use of green manure, forage, and fuel, but was not useful for modern forestry. The bureau made an effort to calculate the land area of *gen'ya* and concluded that half of common land was covered with grass or thin vegetation. In 1910, the bureau attempted to encourage forestry by introducing a rule that forbade local people from maintaining grassland through engaging in periodical field burning. This prohibition policy was supported by the silviculturist representation of grassland as a devastated landscape in which the natural growth of plants had been inhibited through the historical custom of fire. Certain academic foresters, including Seiroku Honda at Tokyo Imperial University, promoted the rebirth of original, natural, and productive vegetation. However, the new rule provoked a refutation of agropolitics by some local areas, which had used grassland for agricultural and daily purposes. In the case of Kiso Region, the southwestern area of Nagano Prefecture, local people protested against the rules, by conducting their own vegetation survey to verify that field burning encouraged the growth of useful plants for foraging and supported regional agriculture. This illustrates that the early twentieth-century silvicultural attitude to *gen'ya* lacked consideration of how this thin vegetation had been artificially maintained in the human-environment relationship, and played an important role in regional economies.

Key words: grassland, field burning, commons, Seiroku Honda, Kiso